平成２９年（フ）第８５１号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀５番地の３　310号
債務者　田中　義治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５３号
堺市南区茶山台２丁１番６―109号
債務者　岩本　正夫
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５６号
大阪府羽曳野市島泉６丁目10番22―201号
債務者　硲田　史郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６２号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―102号
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７２号
大阪府羽曳野市碓井４丁目19番５―205号
債務者　岸本　流星
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７３号
堺市東区日置荘西町５丁19番14号
債務者　糸井　清美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７４号
堺市北区中長尾町１丁６番23号
債務者　井道ヤスエ
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７８号
堺市堺区甲斐町西３丁１番９号　シャルム堀田403号
債務者　永井　育子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
堺市南区三原台３丁１番16―910号
債務者　渡邉　欣一
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９０９号
堺市西区草部1009番地　９棟209号
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
長崎県五島市吉久木町454番地　３番町住宅第２　206号
債務者　深川　美鈴
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第２０２号
釧路市新富士町３丁目４番13号　グループホームあいけあ、申立前の住所釧路市新川町17番4411号
債務者　佐藤　正時
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
福島県大沼郡会津美里町字黒川43番地　コーポりんごの木Ⅱ２―201、前住所福島県南会津郡南会津町田島字田部原44番地３
債務者　室井　勇哉
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２８６４号
大阪市東住吉区鷹合１丁目１番３号　メゾンケーアイ　301号
債務者　吉本　幸司
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０８号
大阪府寝屋川市御幸東町12番13号、前住所大阪府寝屋川市下神田町20番10―306号
債務者　横村　賢治（旧姓牛場）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６５号
大阪市城東区放出西３丁目16番５―810号
債務者　山奇　珠恵
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２１号
大阪市大正区南恩加島３丁目15番23号　ジュネス佐藤302号、前住所大阪市大正区南恩加島６丁目18番８号
債務者　岸本　正子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部